令和７年度　地域生活支援拠点等の運用状況について

資料２

地域生活支援拠点等の面的整備を進めるにあたり、本市では、障がい者基幹相談支援センターや障がい者夜間・休日等緊急時支援事業などの事業や仕組みを活用するとともに、障がい福祉サービス等事業所の協力を得て、地域における拠点の充実を図ることとしています。

拠点等の機能を担う事業所の登録制度については、令和４年８月に要綱を制定して登録事業者を募集し、令和５年３月から運用を開始しました。

［ 地域生活支援拠点等として求められる５つの機能 ］

機　能	国が求める機能
（1）相　談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能
（2）緊急時の受入・対応	常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
（3）体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、ＧＨや一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
（4）専門的人材の確保・養成	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
（5）地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※国においては、令和６年４月より、地域の体制づくりの機能を専門的人材の確保・養成の機能に集約しています

１．実績

（１）相談

□ 各障がい者基幹相談支援センター（24か所）

利用登録により平常時から継続的に相談対応に当たるほか、突発的な相談ニーズにも適宜対応

[相談件数　R5：54,638件　R6：56,490件　R7：66,972件]

□ 拠点等の登録事業所

障がい福祉サービス利用に関する相談を中心に対応。緊急時には必要な連絡調整等を行い、支援を提供

	R5	R6	R7
登録事業所数	11	13	25

※登録事業所数内訳　R7：25事業所（内、計画相談支援・障がい児相談支援：19、地域移行支援：1、定着支援支援：1、その他日中系等：4）

（2）緊急時の受入・対応

□ 障がい者夜間・休日等緊急時支援事業（R1年度～）

夜間・休日等に介助者が急病等により不在となる事態が生じた場合に、支援者が居宅を訪問する等により支援を行う
［実績　R5：0件　R6：1件　R7：1件］

□ 障がい者緊急一時保護事業（R2年度～）

介助者が急病などで不在になった場合に、障がい者を施設で一時的に保護し、必要に応じて生活の相談に応じる
［実績　R5：2件　R6：0件　R7：1件］

□ 拠点等の登録事業所

	R5	R6	R7
登録事業所数	15	17	48

※登録事業者数内訳　R7：48事業所（内、訪問系：6、短期入所：13、自立生活援助：1、計画相談支援：4、地域移行支援：1、地域定着支援：5、日中系:18）

（3）体験の機会・場

□ 一人暮らし体験事業 及び 施設入所者地域生活移行促進事業（R4年度～）

親元からの一人暮らしをめざすための宿泊体験や、施設入所者の地域生活のイメージづくりのため、外出体験の機会を提供

［一人暮らし体験事業　　R5：0件　R6：0件　R7：1件］
［施設入所者地域生活移行促進事業　R5：1件　R6：4件　R7：4件］

□ 地域移行支援利用交通費給付事業（H30年度～）

地域移行支援の利用促進のため、地域移行支援事業者が市外の入所施設・精神科病院へ訪問する際の交通費を支給
［実績　R5：4件　R6：6件　R7：10件］

□ 拠点等の登録事業所

	R5	R6	R7
登録事業所数	4	4	15

※登録事業所数内訳　R7：15事業所（内、施設入所支援:1、短期入所:1、計画相談支援:1、地域移行支援：4、日中系:8）

（４）専門的人材の確保・養成

□ 障がい者相談支援調整事業（H30年度～）

相談支援専門員に対する研修及び専門的な観点から助言等を行うスーパーバイザーを派遣

［実績　R5：11件　R6：10件　R7：9件］

□ 各区障がい者基幹相談支援センター（24か所）

・相談支援従事者研修(初任者・現任者)におけるインターバル実習を受入（R2年度～）

［実績　R5：518人　R6：587人　R7：520人］

・主任相談支援専門員を配置し、事業所への後方支援などを通じて人材育成（R3年度～）

［実績　R5：297件　R6：335件　R7：372件］

（５）地域の体制づくり

□ 総合的な支援調整の場（つながる場）（R1年度～）

区保健福祉センターが調整役となり、様々な分野の関係機関により支援方針を検討・共有

□ 区地域自立支援協議会（24か所）

・様々な関係者による地域課題の検討、地域づくりの取組

［協議会参加事業所数　R6：462事業所　R7：726事業所］

・障害者総合支援法の改正に伴い、個別事例の検討を行い、地域課題の抽出につなげる（R6年度～）

［個別事例検討回数　R6：57回　R7：75回］

参考：地域生活支援拠点等事業所登録状況(R8.9.30時点)

サービス種別	北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	天王寺	浪速	西淀川	淀川	東淀川	東成	生野	旭	城東	鶴見	阿倍野	住之江	住吉	東住吉	平野	西成	合計
相談支援	1	2				1		2			4	1	1	2		1	2				1	2		1	21
訪問系											2						1					3			6
短期入所		1						1				1	1	1		3	1					3		2	14
入所系								1					1												2
日中系	5				1	1					3		2								2	2	2		18
地域定着支援等		1						2						1			3					2		1	10
合計	6	4	0	0	1	2	0	6	0	0	9	2	5	4	0	4	7	0	0	0	3	12	2	4	71

※一つの事業所に複数の機能を登録している場合がある

２．拠点等の対応事例

■ 体験の機会・場【一人暮らし体験支援事業】

≪事例概要≫
・利用者：40代女性　主に母が介護をしている。ヘルパー、生活介護を利用中
・自宅では布団に寝たままの生活をしていたため、車いすで過ごしたり、リフトを使って移乗体験を実施
・連泊の体験により、はじめて調理や洗濯等を通して将来の一人暮らしのイメージを持てるよう支援する
・自立に向けて引き続き関係機関と調整していくこととなり、体験事業利用終了

■ 体験の機会・場【拠点等登録事業所（生活介護）】

≪事例概要≫
・特別支援学校、保護者等からの問い合わせがあり、一人暮らしに向けて見学をしていただく機会を提供できた

■緊急時の受入・対応の事例【障がい者夜間・休日緊急時支援事業】

≪事例概要≫
・利用者：20代男性　主たる介護者である母と２人暮らし。ヘルパー、生活介護、訪問看護を利用中
・訪問看護から計画相談支援事業所あてに母が体調不良と連絡が入り、生活介護事業担当者とともに本人宅へ参集
　母は救急搬送され、入院となる。利用者は医療的ケアが必要であり、食事や排泄等において全介助が必要
・短期入所の支給決定はあるものの、これまで利用したことがなく医師の指示が無い状態で短期入所を新規利用はできなかったため、母が退院するまでの間、利用中の生活介護事業所において、職員２名による夜間の見守り等の支援を実施
・今回をきっかけに、今後は短期入所の定期的な利用につなげ、緊急時の受入先の調整を進める予定

■相談の事例【拠点等登録事業所（計画相談支援）】

≪事例概要≫
・虐待により自宅にいることができなかった利用者をショートステイ利用に繋げた後、グループホーム利用を支援した

３．登録事業所からの意見、課題

【主な意見】

・緊急対応や体験利用に備えるための人材の確保が課題

・登録事業所が少なく、偏在している

・登録事業所間の連携が十分に行えていない

【その他の意見】

・障がい者基幹相談支援センターとの連携が必要

・困難事例の情報を事前に得られない等から、すべての事例に対応できないことがあるため、事前に受入準備ができる体制を構築したい

４．今後の取組の方向性

緊急時の円滑な対応や地域移行の促進に向け、引き続き、登録事業所の増加に向けて取り組むとともに、日常的にサービスの必要性を感じていない人も含め、平時から緊急時に備えた支援体制の検討を進める。

【具体的な取組内容】

〇各地域における登録への働きかけ

各区地域自立支援協議会等において、事業所登録を働きかける取組を実施。必要に応じて本市担当職員による説明を実施

〇緊急時の支援体制整備

各区地域自立支援協議会や地域生活支援拠点等登録事業所に対してヒアリングを行い、平時における緊急時に備えた支援体制について検討していく